令和９年度須崎市上分保育園通園バス運行業務委託仕様書

本仕様書は、須崎市（以下「市」という。）と受託者との間で契約を締結する令和９年度須崎市上分保育園通園バス運行業務委託契約について必要な事項を定めるものである。

１．業務名　令和９年度須崎市上分保育園通園バス運行業務委託

２．目的　旧新荘保育園通園地域に居住する上分保育園在園児の送迎

３．運行業務

（１）運行計画　　別紙（区間・経路・時間・運行日・運休日・臨時運行等）

（２）運行距離　　平日・園行事日：約１４㎞／日（出発・到着を上分保育園とした場合）
土曜日：約１８㎞／日（出発・到着をおひさま保育園とした場合）

（３）使用車両　　大人５人、幼児１８人乗り　日産　幼児通園専用車
（平成２４年３月購入）

（４）委託期間　　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
日曜、祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日）を除く登園日の往復運行

（５）臨時運行　　保育園行事により年間数回程度

４．運行に付随する業務

（１）運行実績報告

（２）随行者１名の配置

（３）車両故障時等においては、市所有バスによる代替運行を基本とするが、市所有バスが使用できない場合は、代替バスを受託者が用意し、その費用については市の負担とする。ただし、受託者に起因する車両故障や交通事故等においては、受託者が代替バスを用意し、その費用については受託者の負担とする。

（４）バスの日常の保守管理（日常点検、車両保管、清掃、洗車等）を行い万全の注意を払うこと。

（５）定期点検を行うこと。

（６）万が一事故が発生した場合は、ただちに市へ連絡をするとともに、受託者が責任を持って事故処理を行うこと。また、事故報告書を速やかに市へ提出し、再発防止策を講じること。

（７）早発による乗客取り残しや運行遅延等が発生した場合は、ただちに市へ連絡をするとともに、報告書を速やかに市へ提出し、再発防止策を講じること。

（８）異常気象時や自然災害、その他不測の事態が発生した場合は、市と協議のうえ対応を決めること。

（９）日常的な苦情及び忘れ物等について適切な対応を行うこと。

５．運行管理体制

（１）受託者は、運行及び乗務員の管理を法令等に基づき適切に行うこと。

（２）運行に支障が生じないよう乗務員を雇用すること。

6．損害賠償

（1）本業務上発生した交通事故により生じた損害賠償は、市が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意自動車保険で対応するものとする。ただし、保険で対応できないものについては、過失割合により、受託者がその損害の責を負うものとする。

（2）本業務の実施中に交通事故以外の受託者の責めに帰すべき事由（早発や取り残し等）により市又は第三者に損害を与えた場合は、双方協議により、受託者に求償できるものとする。

7．委託業務の経費区分

（1）委託業務の経費区分は次のとおりとする。

費　　用	内　　容	須崎市	受託者
①人件費	給与、手当、法定福利費等		○
②車両整備費	定期点検		○
	車検費用（車検に係る一切の費用）、タイヤ代、車両修繕費	○	
③燃料油脂代	燃料代、油脂類	○	
④消耗品費	清掃用品費、車両関係消耗品、事務消耗品、提出書類作成費用、連絡用携帯電話料		○
⑤任意保険料	対人：無制限、対物：無制限、車両保険：時価 人身傷害保険：１名につき 5,000 万円以上	○	
⑥借上料	代替車両費用（受託者に起因する車両故障や交通事故等の場合を除く）	○	
⑦諸経費	その他運行管理に係る諸経費		○

（2）日常、車両の状態を確認し、修繕が必要な場合は市と協議すること。

8．その他

（1）本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか関係法令を遵守すること。

（2）市が実施する本業務の調査点検に協力すること。

（3）市から要請があった場合は、市主催の交通安全研修等、各種研修や講習に参加すること。

（4）受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密及び個人情報を他人に漏らしてはならない。なお、契約期間満了後においても、同様とする。

（5）この仕様書に定めのない事項については、双方協議によりこれを定めるものとする。